準会員(特定社員)の変更登録申請手続について

日本公認会計士協会

登録を受けた事項に変更が生じたときは直ちに変更の登録を申請しなければならない (公認会計士法第34条の10の13、会則第30条)ことになっておりますので、次の要領に より変更登録申請書をご提出ください。

1.申請書について

- (1) 申請書の記載については別記の記載例を参照の上、かい書で正確に記載すること。 また、数字は原則として算用数字で記載すること。
- (2) 本籍及び住所は、戸籍抄本及び住民票どおりに記載すること。 ただし、丁目以下については、漢数字ではなく、算用数字を用いて記載すること。
- (3) 申請書は1通提出すること。なお、郵送するときは、必ず書留等の記録付にすること。
- (4) 変更登録申請書の別紙には、変更後の登録事項のすべてを記載すること。
- (5) 氏名又は本籍を変更したときは、その事実を証する「戸籍抄本(従前戸籍が記載されているもの)」を添付すること。

氏名変更の場合には、旧氏名で申請すること。

また、<u>住所</u>を変更したときは、その事実を証する「<u>住民票(従前履歴が記載されているもの。マイナンバーの記載されていないもの</u>)」を添付すること。**海外住所の場合は在留証明書を添付すること。**

マイナンバー(個人番号)の記載のある書類は絶対に添付しないでください。 フリクション等の消せるボールペンの使用は厳禁とします。

2 . その他

(1) 提出先

〒102-8264 東京都千代田区九段南4丁目4番1号 日本公認会計士協会 会員登録グループ

- (2) その他、変更登録申請手続についてご不明の点がありましたら、会員登録グループ (Email:kaiin@jicpa.or.jp) までお問合せください。
- (3) お問合せいただく際には、必ず件名の冒頭に、"特定社員変更登録"とつけていただきますようお願い申し上げます(例 特定社員変更登録:住所の変更について)。

以 上

〇 記載例

《1.氏名、本籍、住所及び勤務地の変更の場合》

登 録	事 項	变	更前	変 更 後	変更の生じ た年月日	事	由
氏	名	東京	^{う たろう} 天郎	ままきか たるう 大阪 太郎	令和××年 × 月 × 日	改	姓
本	籍	東京都中央区銀座 ×丁目×番地		大阪府大阪市中央区北浜 ×丁目×番	令和××年 × 月 × 日	転	籍
住	所	東京都中央区銀座 ×丁目×番地		東京都千代田区九段南 ×丁目×番×号	令和××年 × 月 × 日	移	転
主として執務する 事務所の名称		監査法人 大阪事務所		監査法人	令和××年 × 月 × 日	転	勤
主として執務する 事務所所在地		大阪府大阪市中央区 安土町×丁目×番×号 ビル		東京都千代田区九段南 ×丁目×番×号 ××ビル	令和××年 ×月×日	転	勤

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

 登録年月日
 年
 月
 日

 登録番号
 第
 号

氏 名

変更登録申請書

特定社員登録規則第2条の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、同規則第5条第1項の規定により、変更登録の申請を致します。

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた 年月日	事	由

別紙

(ふ り が 氏	な) 名		年	月	日生
本	籍				
住	所	〒			
所属する監査法人の名称					
主たる事務所の	の所在地				
主として執務	名称				
する事務所	所在地				

(注意事項)

- 1 申請書は、かい書で正確に記載すること。 2 申請書を郵送する場合には、書留で郵送すること。 3 申請書には、変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行 政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りではない。

日本公認会計士協会御中

登録番号 第 号

氏 名

電話番号等変更届

下記の通り電話番号・FAX番号・郵便番号・郵便送付先に変更がありましたので、お届けいたします。

記

	変更事項	変	更前	变	更 後
事務所	電話番号	()	()
	FAX番号	()	()
	郵便番号				
住所	電話番号	()	()
	郵便番号				
郵便物の送付先		₹		Ŧ	

以上

(注) 変更登録により電話番号及び郵便番号に変更の生じたときには、この用紙に該 当事項を記載し、変更登録申請書と一緒に御提出してください。